

令和5年9月吉日
高崎信用金庫

インボイス制度における当金庫の対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年10月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

高崎信用金庫は適格請求書発行事業者としての登録を完了しておりますので、お客様からお支払いいただきました手数料に対する消費税に関しましては、当金庫が発行する領収証等をインボイス（適格請求書）としてお使いいただくことができます。

高崎信用金庫 適格請求書発行事業者登録番号：T5070005002492

当金庫でのインボイス制度への対応は以下のとおりとなります。

1. 営業店窓口でお支払いいただく手数料について
営業店窓口や営業係に各種手数料をお支払いいただく場合、10月より当金庫が発行します「領収証」をインボイスとしてお使いいただけます。
2. インターネットバンキングや貸金庫の利用料など口座振替でお支払いいただく各種手数料について
インターネットバンキングや貸金庫の利用料など口座振替でお支払いいただく各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を発行いたします。ご希望のお客様はお取引店にお申込みください。
3. 窓口でのお振込にかかる手数料について
窓口でお支払いいただく各種お振込にかかる手数料につきましては、お客様へお渡しする「受取書（受付書）」をインボイスとしてお使いいただけます。
4. ATM・両替機でのお取引について
ATM・両替機でのお取引は、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となるため、ATM・両替機から出力される取引明細へのインボイスへの対応はいたしません。お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。



人、街、未来にニューバンク
高崎信用金庫
高崎市飯塚町1200 ☎027-360-3000
www.takashin-net.co.jp